

見直し部分 _____ (内容変更・追加事項)

農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想 (見直し案)

令和5年 月

昭和村

昭和村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概要

項 目	主 な 内 容				
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1	目標年次	令和12年		
	2	1経営体年間農業所得（主たる従事者）	700万円（500万円）		
	3	年間労働時間（主たる従事者1人当たり）	1,750～2,000時間		
	4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保			
		1経営体年間農業所得（主たる従事者）	350万円（250万円）		
		年間労働時間（主たる従事者1人当たり）	1,750～2,000時間		
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	1	農業経営の指標の数		19類型 （うち組織経営体 1類型）	
		営農類型	経営規模等	営農類型	経営規模等
		工芸専業	コンニャク 500a 緑肥作物 100a	野菜専業	雨よけホレソウ 50a 露地ホレソウ 10a
		工芸・果樹複合	コンニャク 190a りんご 80a	野菜専業 （施設型）	雨よけホレソウ 40a(2.5畝) イチゴ 20a フキ 20a
		工芸・野菜複合	コンニャク 300a 雨除けトマト 20a アスパラガス50a		
		工芸・野菜複合	コンニャク 280a 雨よけホレソウ 25a アスパラガス 50a 露地ホレソウ 20a	野菜専業 （多品目型）	キャベツ 180a ハクサイ120a 露地ホレソウ 20a アスパラガス 50a 露地ホレソウ 30a
		工芸・野菜複合	コンニャク 320a 雨よけホレソウ 30a 露地ホレソウ 20a	バラ専業	バラ 40a
				施設花卉	シクラメン 20a 鉢カーネーション 20a
		工芸複合 （水稻型）	コンニャク 370a 7キ 20a 水稻 60a	酪農専業	経産牛 50頭 育成牛 25頭 飼料畑作付 5ha
		工芸複合 （花卉型）	コンニャク 150a スプレーキョウ 30a トルコギキョウ 20a アスパラガス 50a	肉牛専業	黒毛和種 270頭
				養豚専業	繁殖雌豚 130頭 種雄豚 10頭
		野菜専業	雨除けトマト 70a	菌茸専業	舞茸 68,000 袋
		野菜専業	レタス 600a ハクサイ 200a		
		野菜専業	キャベツ 520a ウド 40a		
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき営農経営の指標	1	農業経営の指標の数		6類型 （うち組織経営体 1類型）	
		施設野菜専作	雨除けトマト 30a	こんにゃく専作	こんにゃく 280a
		施設野菜＋露地野菜	雨よけホレソウ 40a 露地ホレソウ 40a	果樹専作	りんご 40a ブルーベリー 30a
		露地野菜専作	レタス 250a キャベツ 150a	施設花卉	シクラメン 10a 鉢カーネーション 10a
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	1	農業を担う者の確保及び育成の考え方			
	2	村が主体的に行う取り組み			
	3	関係機関との連携・役割分担の考え方			
	4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供			

第4 農用地の利用の集積に関する目標	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 <p style="text-align: center;">85 %</p>		
第5 農業経営強化促進事業に関する事項	1 実施する事業 ①法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業 ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業		
主な変更内容	1 実質化された「人・農地プラン」から地域計画への移行 2 利用権設定等促進事業に関する事項の削除及び農地中間管理事業への移行 3 その他、法改正や情勢等の変化に対応した見直し		
当初承認年月日	平成 7年 1月 24日	第1回変更承認（同意）年月日	平成12年 3月 31日
		第2回変更承認（同意）年月日	平成19年 1月 10日
		第3回変更承認（同意）年月日	平成23年 6月 3日
		第4回変更承認（同意）年月日	平成24年 2月 1日
		第5回変更承認（同意）年月日	平成26年 9月 25日
		第6回変更承認（同意）年月日	平成29年 2月 20日
		第7回変更承認（同意）年月日	令和 3年12月 8日
		第8回変更承認（同意）年月日	令和 5年 月 日

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 昭和村は利根郡の最南端に位置し、赤城山を南東に仰ぎ、北東から下流する片品川と北西から下流する利根川を隔てて沼田市に接している。昭和33年に久呂保、糸之瀬村の両村が合併し、昭和36年に利根村（現沼田市利根町）の一部を吸収合併した。総面積は6,414haで扇状に広がる赤城高原を形成し、関越自動車道が村内を南北に縦断するように走っている。また、平成10年3月に昭和インターチェンジが開設したことで、首都圏までの所要時間が約80分と短縮され、首都圏向けの農産物の生産基地として理想的な環境にある。

昭和村の農業は、赤城高原の緩やかで広大な耕地と標高300～800mの標高差を活かした工芸作物（こんにゃく）、野菜、畜産を中心とした複合経営が盛んで、また大消費地に近いという立地条件を活かして農業立村として発展してきた。

高度経済成長期以降本村の農家数及び農業就業人口とも次第に減少傾向にあるものの、販売農家数は456戸（2020年農業センサス）で全戸数の16.5%を占め、平均耕地面積は5.2haと規模が比較的大きく、土地基盤整備事業や農業近代化事業、道路網の整備を積極的に推進し、準高冷地の特性を活かした生産体系により農業生産の発展に努め、首都圏を中心とした地域への多様な農産物の供給基地として歩んできている。

今後は、高収益性の施設野菜の推進と産地化を図りつつ、今までの土地利用型農業と組み合わせた経営を担い手を中心に拡充し、集約的経営を展開するとともに、農家相互の労働力の提供、農地の貸借等においてもその役割分担を図りつつ、地域農業生産の再編成を基本とした生鮮食料供給基地としての地位確立と先進的農業への発展を進めてゆく。

また、このような農業生産展開となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に務めるものとする。

2 昭和村は、近隣する都市部に就業機会の少ないことから販売農家数が全戸数の16.5%（2020年農業センサス）と全体の6戸に1戸を占め、農業は本村の基幹産業として維持推進されてきた。

近年では後継者の恒常的収益を求める志向から他産業及び村外への流失が増え兼業農家が増加し、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化してきている。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、近親者間の相互貸借が根付いたまま規模拡大志向農家への農地流動化は顕著な進展をみないで推移してきたが、土地基盤整備の実施により条件整備の確立と機械の効率的な利用の見地から、農地の流動化が進みつつあり貸し手、借り手にもその意識が高まっている。

3 昭和村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が魅力とやりがいのある職業として選択し得るものとなるように、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営者を育成することとする。

具体的な経営の指標は、昭和村において既に成功している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従

事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1個別経営体当たり概ね700万円程度、主たる農業従事者1人当たり概ね500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1750～2000時間程度）の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき地域計画を作成し、定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増化させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

- 4 昭和村は、将来の本村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業委員会、利根沼田農業事務所、農業協同組合等が相互の緊密な連携の下で指導を行うための体制を整えることにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、各種施策により設置された共同利用施設、農業機械利用組合の機能を活用し連携を密にし、農地貸借の促進と農作業受委託の促

進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、利根沼田農業事務所の指導の下に、主要作物の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織、機械利用組合は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、昭和村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地基盤整備事業や施設整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 昭和村は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、利根沼田農業事務所の協力を受けて、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

特に大規模畜産経営を目指し、農業経営を展開しつつある経営体については、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫前橋支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合融資担当者等による資金計画に係る濃密な指導を実施する。

また、赤城西麓土地改良事業の完成により、工芸作物（こんにゃく）から施設野菜への転換と導入を図る畑作地帯においては、新しい土地利用型及び集約的作目導入を推進するため、同協議会の下に、市場関係者やJA全農群馬県園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作目選定したうえで、その栽培に関する濃密指導を行い、工芸作目（こんにゃく）との複合経営として発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的

に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

昭和村の令和2年の新規就農者（45歳未満）は9人であり、過去5年間の平均は15人で、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの工芸作物（こんにゃく）、野菜、畜産を中心とした複合経営の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、昭和村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、昭和村においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を7年間で10法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

昭和村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり年間労働時間1,750～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度、1経営体あたりは350万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた昭和村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については利根沼田農業事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に昭和村で展開している優良事例を踏まえつつ、昭和村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の態様等
工芸 専業	〈作付面積等〉 こんにゃく = 5.0ha 緑肥作物 = 1.0ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈資本装備〉 農作業場 80 m ² 貯蔵庫 210 m ² 堆肥盤 330 m ² トラクター(50 PS) 1台 トラクター(30 PS) 1台 小型管理機(5ps) 2台 植付機(自走式) 1台 土壌消毒機 1台 麦まき機 1台 タイヤローダー 1台 肥料撒き機 1台 ロータリー(1.8 m) 1台 暖房機 1台 フォークリフト(1.8 t) 1台 種芋温湯消毒機 1台 自走式ブーム 1台 堀取り機 1台 マニュアルレタダー(2t) 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 フロントローダー 1台 ライムソワー 1台 ボトムプラウ 1台 〈その他〉 ・有機質投入と緑肥作付 けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減 技術の導入	・簿記記帳に より経営収 支の把握と 資金管理の 徹底 ・雇用労働力 の安定確保	・基幹労働力 2人 ・植え付け、収穫時 のパート雇用の確 保 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
工芸 果樹 複合	<p>〈作付面積等〉</p> <p>こんにゃく = 1.9ha</p> <p>りんご = 0.8ha</p> <p>〈経営面積〉 2.7ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>りんご樹 80 a</p> <p>作業場兼直売所 200 m²</p> <p>防霜ファン 80 a</p> <p>トレリス 80 a</p> <p>暴風網 80 a</p> <p>堆肥舎 240 m²</p> <p>格納庫(鉄骨) 50 m²</p> <p>種芋貯蔵庫 90 m²</p> <p>倉庫 220 m²</p> <p>トラクター(30 PS) 1台</p> <p>スピードスプレイヤ(1000ℓ) 1台</p> <p>乗用草刈機 1台</p> <p>高所作業車 1台</p> <p>密入りセンサー 1台</p> <p>保冷庫 (2坪)</p> <p>マニュアルレッター自走式 1000Kg 1台</p> <p>トラック(1t) 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>トラクター(50 PS) 1台</p> <p>種芋植え付け機(乗用) 1台</p> <p>管理機(7ps) 1台</p> <p>管理機(5ps) 1台</p> <p>フォークリフト(1.8t) 1台</p> <p>堀取り機 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>ロータリー(2m) 1台</p> <p>プラソイラ(3本爪) 1台</p> <p>土壌消毒機 1台</p> <p>温湯消毒機 1台</p> <p>フロントローダー 1台</p> <p>ライムソワー 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機質投入と緑肥作付けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減技術の導入 ・適期管理、適期防除作業の徹底 ・多目的防災網の設置 ・地域に適合した台木の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳により収支把握と資金管理の徹底 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・植え付け、収穫時のパート雇用の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
工芸 野菜 複合 (雨除け トマト型)	〈作付面積等〉 こんにゃく = 3.0ha 雨除けトマト = 0.2ha アスパラガス = 0.5ha 〈経営面積〉 3.7ha	〈資本装備〉 種芋貯蔵庫 130㎡ 倉庫 330㎡ バイハウス 2000㎡ 堆肥舎 125㎡ トラクター(50 PS) 1台 トラクター(30 PS) 1台 種芋植え付け機(乗用) 1台 管理機(7ps) 1台 管理機(5ps) 1台 フォークリフト(1.8t) 1台 堀取り機 1台 動力噴霧器 1台 ロータリー(2m) 1台 プランソイラ(3本爪) 1台 土壤消毒機 1台 温湯消毒機 1台 マニュアルレタダ(2t) 1台 かん水ポンプ 1台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 アスパラ堀取り機 1台 フロントローダー 1台 ライムソワー 1台 ボトムプラウ 1台 選別機 1台 〈その他〉 ・有機質投入と緑肥作付 けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減 技術の導入 ・トマト選果施設の活用 ・ハウス内マルハナバチ 活用における交配作業 の省力化 ・アスパラ伏込み促成栽 培による輪作の実施	・簿記記帳に より収支把 握と資金管 理の徹底 ・雇用労働力 の安定確保	・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・植え付け、収穫時 のパート雇用の確 保 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
工芸 野菜 複合 (雨除けホ レンソウ+ 露地ホレン 草+ アスパラ)	〈作付面積等〉 こんにゃく = 2.8ha 雨よけホレンソウ = 0.25ha アスパラガス = 0.5ha 露地ホレンソウ = 0.2ha 〈経営面積〉 3.75ha	〈資本装備〉 種芋貯蔵庫 100㎡ 倉庫 330㎡ バイハウス 2500㎡ 堆肥舎 125㎡ トラクター(50 PS) 1台 トラクター(30 PS) 1台 種芋植え付け機(乗用) 1台 管理機(7ps) 1台 管理機(5ps) 1台 フォークリフト(1.8t) 1台 堀取り機 1台 動力噴霧器 1台 ロータリー(2m) 1台 プランソイラ(3本爪) 1台 土壤消毒機 1台 温湯消毒機 1台 マニュアルブレッダ(2t) 1台 真空播種機(4条) 1台 保冷庫 (2坪) トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 アスパラ堀取り機 1台 フロントローター 1台 ライムソワー 1台 ボトムプラウ 1台 選別機 1台 マルチ畦内処理機 1台 〈その他〉 ・有機質投入と緑肥作付 けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減 技術の導入 ・アスパラ伏込み促成栽 培による輪作の実施 ・雨よけ施設栽培の導入	・簿記記帳に より経営収 入の把握と 資金管理の 徹底	・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
工芸 野菜 複合 (ホレンソウ 型)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>こんにゃく = 3.2ha</p> <p>雨よけホレンソウ = 0.3ha</p> <p>露地ホレンソウ = 0.2ha</p> <p>〈経営面積〉 3.70ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>種芋貯蔵庫 100㎡</p> <p>倉庫 330㎡</p> <p>パイプハウス 2500㎡</p> <p>堆肥舎 125㎡</p> <p>トラクター(50 PS) 1台</p> <p>トラクター(30 PS) 1台</p> <p>種芋植え付け機(乗用) 1台</p> <p>管理機(7ps) 1台</p> <p>管理機(5ps) 1台</p> <p>フォークリフト(1.8t) 1台</p> <p>堀取り機 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>ロータリー(2m) 1台</p> <p>プラソイラ(3本爪) 1台</p> <p>土壤消毒機 1台</p> <p>温湯消毒機 1台</p> <p>マニュアルレタダ(2t) 1台</p> <p>真空播種機(4条) 1台</p> <p>保冷库 (2坪)</p> <p>トラック(2t) 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>フロントローダー 1台</p> <p>ライムソワー 1台</p> <p>ボトムプラウ 1台</p> <p>選別機 1台</p> <p>マルチ畦内処理機 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機質投入と緑肥作付けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減技術の導入 ・雨よけ施設栽培の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳により経営収入の把握と資金管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
工芸複合 (水稲型)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>こんにゃく = 3.7ha</p> <p>フキ = 0.2ha (フキノトウ含む)</p> <p>水稲 = 0.6ha</p> <p>〈経営面積〉 4.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>種芋貯蔵庫 150㎡</p> <p>倉庫 330㎡</p> <p>パイプハウス 2000㎡</p> <p>堆肥舎 125㎡</p> <p>トラクター(50 PS) 1台</p> <p>トラクター(30 PS) 1台</p> <p>種芋植え付け機(乗用)</p> <p>管理機(7ps) 1台</p> <p>管理機(5ps) 1台</p> <p>フォークリフト(1.8t) 1台</p> <p>堀取り機 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>ロータリー(2m) 1台</p> <p>プラソイラ(3本爪) 1台</p> <p>土壤消毒機 1台</p> <p>温湯消毒機 1台</p> <p>マニュアルレタダ(2t) 1台</p> <p>トラック(2t) 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>フロントローダー 1台</p> <p>ライムソワー 1台</p> <p>ボトムプラウ 1台</p> <p>田植機(2条) 1台</p> <p>バインダー(2条) 1台</p> <p>ハーベスタ 1台</p> <p>籾摺り機 1台</p> <p>米選機 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機質投入と緑肥作付けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減技術の導入 ・ふきハウス栽培による春期労力の競合軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳により収支把握と資金管理の徹底 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・植え付け、収穫時のパート雇用の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
工芸複合 (花井型)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>こんにゃく = 1.5ha</p> <p>スプレーギク = 0.3ha</p> <p>トルコギキョウ = 0.2ha</p> <p>アスパラガス = 0.5ha</p> <p>〈経営面積〉 2.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>種芋貯蔵庫 70㎡ 倉庫 330㎡ パイハウス 1400㎡ パイハウス 2000㎡ 堆肥舎 125㎡</p> <p>トラクター(50 PS) 1台 トラクター(31 PS) 1台 種芋植え付け機(乗用) 1台 管理機(7ps) 1台 管理機(5ps) 1台 フォークリフト(1.8t) 1台 堀取り機 1台 動力噴霧器 1台 ロータリー(2m) 1台 プラソイラ(3本爪) 1台</p> <p>土壌消毒機 1台 温湯消毒機 1台 選別機 1台 マニュアルレタダ(2t) 1台 アスパラ堀取り機 1台 マルチ畦内処理機 1台 暖房機(12万kcal) 1台 選花機 1台 トラック(1t) 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機質投入と緑肥作付けによる土地づくり ・ボルドー液散布の軽減技術の導入 ・アスパラ伏込み促成栽培による輪作の実施 ・スプレーギクの品種選定 ・トルコギキョウのセル苗導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳により収支把握と資金管理の徹底 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・植え付け、収穫時のパート雇用の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
野菜 専業 (雨除け トマト)	〈作付面積等〉 雨除けトマト = 0.7ha 〈経営面積〉 0.7ha	〈資本装備〉 農作業場 100 m ² パイプハウス 7000 m ² トラクター(21 PS) 1台 管理機(7ps) 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧器 1台 ロータリー(1.5 m) 1台 かん水ポンプ(2.7k) 1台 トラック(1t) 1台 軽トラック 1台 〈その他〉 技術の導入 ・トマト選果施設の活用 ・ハウス内マルハナバチ 活用における交配作業 の省力化	・簿記記帳に より収支把 握と資金管 理の徹底 ・雇用労働力 の安定確保	・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・植え付け、収穫時 のパート雇用の確 保 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日制の導入
野菜 専業 (レタス・ ハクサイ)	〈作付面積等〉 レタス = 6.0ha ハクサイ = 2.0ha 〈経営面積〉 8.0ha	〈資本装備〉 農作業場 150 m ² 倉庫 100 m ² 堆肥舎 300 m ² トラクター(100 PS) 1台 トラクター(55 PS) 1台 フロントローダー(1300kg) 1台 全自動移植機(2条) 3台 ブームスプレーヤ(1000 L) 1台 畦たてマルチャー(全面マルチ) 1台 投光器+発電機 1組 ライムソフワ(2.4m) 1台 マニュアルレタダ(4 m ³) 1台 ロータリー(2.4 m) 2台 プラウ(3連) 1台 サブソイラ(3本爪) 1台 管理機(5ps) 2台 トラック(2t) 1台 軽トラック 1台 トラクターキャリア 1台 〈その他〉 ・セル苗育苗による全自 動移植機の活用 ・地域輪作等の実施 ・緑肥作物作付けによる 土地づくりの実施	・簿記記帳に より経営収 の支把とコ スト管理の 徹底	・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
野菜 専業 (キャベツ ウド)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>キャベツ = 5.2ha</p> <p>ウド = 0.4ha</p> <p>〈経営面積〉 5.6ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>農作業場 150㎡ 倉庫 100㎡ 堆肥舎 300㎡ パイプハウス 132㎡</p> <p>トラクター(100 PS) 1台 トラクター(75 PS) 1台 トラクター(31 PS) 1台 プラウ(2.4 m) 1台 ロータリー(鎮圧ローラー含む) 2台 マニュアルレタター(3t) 1台 ブームスプレーヤ(片腕 1000L) 1台 半自動移植機(1条) 2台 三兼タイムワーカー(3条) 1台 肥料攪拌機(200 L) 1台 製函機(半自動) 1台 セット動噴 1台 保冷库 (2.0坪) 投光器+発電機 1組 ウド堀取り機 1台 カッター(6ps) 1台 トラック(ダンプ 2t) 1台 軽トラック 1台 トラクターキャリア 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> セル苗育苗による全自動移植機の活用 地域輪作、ウド伏込み促成栽培実施 緑肥作物作付けによる土地づくりの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳により経営収の支把とコスト管理の徹底 雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹労働力 2人 補助労働力 1人 収穫時のパート雇用の確保 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
野菜 専業 (ホウレンソウ)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>雨よけホウレンソウ = 0.5ha</p> <p>露地ホウレンソウ = 0.1ha</p> <p>〈経営面積〉 0.60ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>種芋貯蔵庫 100 m² パイプハウス 5000 m² 堆肥舎 125 m²</p> <p>トラクター(30 PS) 1台 管理機(7ps) 1台 播種機(1条) 1台 動力噴霧器 1台 ロータリー(1.5 m) 1台 保冷庫 (2坪) トラック (1t) 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈その他〉</p> <p>・雨よけ施設栽培の導入</p>	<p>・簿記記帳により経営収入の把握と資金管理の徹底</p>	<p>・基幹労働力 2人</p> <p>・補助労働力 1人</p> <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入</p>
野菜 専業 (施設型)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>雨よけホウレンソウ (2.5回転) = 0.4ha</p> <p>イチゴ = 0.2ha (土耕栽培)</p> <p>フキ = 0.2ha (フキノトウ含む)</p> <p>〈経営面積〉 0.95ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>農作業場 100 m² 堆肥舎(木造・ブロック) 20 m² 大型連棟ハウス 2000 m² パイプハウス(ホウレンソウ) 4000 m² 貯油タンク、防油堤 1.8k パイプハウス(フキ) 2000 m²</p> <p>トラクター(30 PS) 1台 暖房機(400坪用) 2台 動力噴霧器(30L/分) 1台 管理機(7ps) 2台 土壤消毒機(2条) 1台 ロータリー(1.5 m) 1台 播種機(1条) 1台 保冷庫 (2坪) マニュアルローダー(0.35 m³) 1台 マニュアルスプレッター(1t) 1台 ライムソー(1.5 m) 1台 マルチャー(高畦) 1台 トラック(1t) 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈その他〉</p> <p>・個人保冷庫活用による鮮度向上 ・施設の高度活用による生産性向上</p>	<p>・簿記記帳により経営収入の支払とコスト管理の徹底</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p>	<p>・基幹労働力 2人</p> <p>・補助労働力 1人</p> <p>・収穫時のパート雇用の確保</p> <p>・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
野菜 専業 (多品目型)	〈作付面積等〉 キャベツ = 1.8ha ハクサイ = 1.2ha 雨除けホレソウ = 0.2ha アスパラガス = 0.5ha 露地ホレソウ = 0.3ha 〈経営面積〉 4.0ha	〈資本装備〉 農作業場 150㎡ 倉庫 100㎡ 堆肥舎 300㎡ パイプハウス(アスパラ) 270㎡ パイプハウス(レソウ) 2000㎡ トラクター(50 PS) 1台 トラクター(30 PS) 1台 ブラウ(2.4 m) 2台 ロータリー(1.8 m) 1台 マニュアルフレッター(1.5 t) 1台 動力噴霧器(30L/分) 1台 半自動移植機(1条) 2台 三兼タイムワー(3条) 1台 肥料攪拌機(200L) 1台 製函機(半自動) 1台 セット動噴 1台 保冷库 (2坪) フォークリフト(1.5 t) 1台 投光器+発電機 1組 畦立てマルチャー 1台 真空播種機(4条) 1台 トラック(1t) 1台 軽トラック 1台 アスパラ堀取り機 1台 土壤消毒機 1台 選別機 1台 トラクターキャリア 1台 〈その他〉 ・セル苗育苗による全自動移植機の活用 ・雨除け施設の導入 ・堆厩肥の投入と輪作による土地づくり	・簿記記帳により経営収 の支把とコスト管理の 徹底 ・雇用労働力 の安定確保	・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・収穫時のパート雇 用の確保 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制 休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
バラ 専業	<p>〈作付面積等〉 バラ = 0.4ha</p> <p>〈経営面積〉 = 0.4ha</p>	<p>〈資本装備〉 バラ苗 一式 農作業場 100 m² 鉄骨ハウス 4000 m² ハウス内カーテン 4000 m² 貯油タンク、防油堤 1.8 k 井戸</p> <p>養液栽培装置 一式 温風暖房機(10万k cal) 4台 自動防除機 4台 環境制御装置 一式 冷蔵庫 (2坪) 軽トラック 1台 炭酸ガス発生装置 (250坪用) 5台</p> <p>〈その他〉 ・防除機の自動化 ・バケツ輸送の導入による鮮度保持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳により経営収の支把とコスト管理の徹底 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2人 ・補助労働力 2人 ・調整作業のパート雇用の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入
施設 花卉	<p>〈作付面積等〉 シクラメン = 0.2ha 鉢カーネーション = 0.2ha</p> <p>〈経営面積〉 0.4ha</p>	<p>〈資本装備〉 農作業場 100 m² 鉄骨ハウス 2000 m² ハウス内カーテン 2000 m² 貯油タンク、防油堤 1.8k 井戸</p> <p>栽培ベンチ(固定) 2000 m² 暖房機(10万k cal) 2台 液肥混入機 1台 動力噴霧器(30L/分) 1台 ホイルローダー(バケツ0.2 m³) 1台 フォークリフト(1.5 t) 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈その他〉 ・セル苗の導入 ・底面給水技術の導入 ・施設の複合環境制御装置の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳により経営収の支把とコスト管理の徹底 ・雇用労働力の安定確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・調整作業のパート雇用の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
酪農 専業	〈飼養頭数〉 経産牛 = 50 頭 育成牛 = 25 頭 〈作付面積〉 飼料畑面積 = 5.0ha	〈資本装備〉 成牛舎(鉄骨) 670 m ² 育成舎(鉄骨) 飼料庫・格納庫(木造) 170 m ² 堆肥舎(鉄骨) 600 m ² サイロ(コンクリ) 搾乳施設(パイプライン等) 乳牛(ホルスタイン) トラクター(105 PS) 1/5 台 トラクター(77 PS) 1/5 台 飼料作物収穫作業機械 ハーベスター他5種 1/5 台 プラウ他6種 1/5 台 バキュームカー(6 KL) 0.1 台 ホイルローダー(0.5 m ³) 1/5 台 トラック(2t) 2 台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・牛郡検定の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2 人 ・補助労働力 1 人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働力の軽減
肉牛 専業	〈飼養頭数〉 黒毛和種 = 270 頭	〈資本装備〉 成牛舎(鉄骨) 2160 m ² 飼料庫 オガ庫 格納庫 堆肥化施設 500 m ² ショベルローダー(0.4 m ³) 1 台 カッター 1 台 送風機 20 台 ダンプトラック(2t) 1 台 軽トラック 1 台	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる肥育成績の管理と優良系統素牛の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力 2 人 ・補助労働力 1 人 ・調整作業のパート雇用の確保 ・社会保険等の加入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
養豚 専業	〈飼養頭数〉 繁殖雌豚 130 頭 種雄豚 10 頭	〈資本装備〉 母豚舎(ストール) 種豚舎(種雄、交配)(ストール) 分娩舎(開放式) 育成舎(開放式) 離乳・子豚舎(ウインドレス) 肥育舎(開放式) 堆肥化施設(密閉縦型) 尿処理施設(活性汚泥) 繁殖豚(種雄豚) ショベルローダー(1.5 m ³) 1 台 バキューム 1 台 自動給餌機 1 台 ダンプトラック(2t) 1 台 軽トラック 1 台	・パソコンによる経営管理 ・繁殖、肥育成績の管理	・基幹労働力 2 人 ・補助労働力 1 人 ・社会保険等の加入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入
菌茸 専業	〈栽培袋数〉 舞茸 68,000 袋	〈資本装備〉 作業場 100 m ² 発生舎 390 m ² 空調機器 390 m ² 攪拌機 1 台 詰め機 1 台 コンベア 1 台 高圧殺菌釜 1 台 ボイラー 1 台 接種機 1 台 移動台車 1 台 包装機 1 台 収穫コンテナ 1 栽培トレー 1 保冷库 (2坪) 軽トラック 1 台 栽培棚 1	・複式簿記記帳により経営収支の把握とコスト管理の徹底	・基幹労働力 2 人 ・補助労働力 1 人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に昭和村で展開している優良事例を踏まえつつ、昭和村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (雨よけトマト) 専作	〈作付面積等〉 雨よけトマト 30a 〈経営面積〉 30a (借地)	〈資本装備〉 作業舎 30㎡ パイプハウス 3000㎡ トラクター(19ps 峠) 1台 小型管理機(5ps 峠) 1台 動力噴霧機(30L/分) 1台 灌水用ポンプ(2.7k 峠) 1台 トラック(1t 峠) 1台 軽トラック(峠) 1台 〈その他〉 ・雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る ・地域有機物活用による土づくり ・農薬の適正使用	・市場情報の収集と計画出荷 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する ・簿記記帳により経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	・家族労働力 2人 (基幹労働力1人、補助労働力1人) ・雇用労働力 適宜 (夏期のトマト出荷期) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・生産履歴の記帳 ・適正な労働時間の設定 ・家族経営協定の締結

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
施設野菜 + 露地野菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>雨よけホレソウ 40 a</p> <p>露地ホレソウ 40 a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>80 a (借地)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>作業舎 30 m² パイハウス 4000 m²</p> <p>トラクター(31ps 帖) 1台 小型管理機(5ps) 1台 動力噴霧機(30L/分帖) 1台 ロータリー(1.6m 帖) 1台 真空播種機(4条) 保冷库(2坪) トラック(2t 帖) 1台 軽トラック(帖) 1台 ライムソワー(帖)</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予冷库利用による鮮度保持 ・地域有機物活用による土づくり ・農薬の適正使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 2人(基幹労働力1人、補助労働力1人) ・雇用労働力(収穫調整作業の常時パート雇用) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・生産履歴の記帳 ・適正な労働時間の設定 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
露地菜 専作	<p>〈作付面積等〉</p> <p>レタス 250 a</p> <p>キャベツ 150 a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>400 a (借地)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>作業舎 150 m²</p> <p>パイハウス(育苗) 540 m²</p> <p>トラクター(55 ps 中古) 1台</p> <p>マニュアルレッター(4 m²共同) 1台</p> <p>ライムソフワ(2.4m 共同)</p> <p>全自動移植機(1 畝中古) 1台</p> <p>ブームスプレーヤー(800L 中古)</p> <p>畦立てマルチャー(鋤・中古) 1台</p> <p>トラック(2t 中古) 1台</p> <p>軽トラック(中古) 1台</p> <p>サブソイラ(2 本爪 共同)</p> <p>投光器・発電機(中古) 1台</p> <p>ロータリー(22 m 中古) 1台</p> <p>プラウ(3連爪 共同) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レタスを基幹としキャベツを組み合わせた作付 ・育苗はセル成型苗の利用 ・レタス、キャベツは機械移植体系 ・予冷庫の利用によるレタスの鮮度保持 ・農薬の適正使用 ・緑肥導入による輪作 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズに適合した計画作付の実施 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 2人(基幹労働力1人、補助労働力1人) ・雇用労働力(収穫作業のパート雇用) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・生産履歴の記帳 ・適正な労働時間の設定 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
<p>こんにゃく 専作</p>	<p>〈作付面積等〉 こんにゃく 280 a</p> <p>〈経営面積〉 280 a (借地)</p>	<p>〈資本装備〉 農作業場 35 m² 貯蔵庫 140 m²</p> <p>トラクター(50 PS 中古) 1台 トラクター(30 PS 中古) 1台 管理機(5ps) 2台 植付機(中古) 1台 土壌消毒機(マルチ同時・中古) 1台 麦まき機 0.2台 肥料撒き機(共同) 0.2台 ロータリー(1.8 m 中古) 1台 暖房機 1台 フォークリフト(1.8 t 中古) 1台 動噴 1台 堀取機(中古) 1台 フォークリフト(1.8t・中古) 1台 トラック(2t・中古) 1台 軽トラック(中古) 1台</p> <p>〈その他〉 ・こんにゃくの連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作及び有機質の投入による土づくりに努める ・農薬の適正使用 ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家との交換耕作</p>	<p>・収穫時の雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</p>	<p>・家族労働力 2人 (基幹労働力1人、補助労働力1人)</p> <p>・雇用労働力 (収穫時パート雇用)</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・生産履歴の記帳</p> <p>・適正な労働時間の設定</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
果樹 専作	〈作付面積等〉 りんご 40 a ブルーベリー 30 a 〈経営面積〉 70 a	〈資本装備〉 リンゴ樹 40 a ブルーベリー樹 30 a 作業場兼直売所 150 m ² 防霜ファン 40 a トレリス 40 a 防風網 70 a 格納庫 50 m ² スピートスプレー(1000 L・中古) 1台 乗用草刈り機(中古) 1台 高所作業車(中古) 1台 密入りセンサー 1台 保冷庫(2.0 坪) マニアスプレッター(自走式 1000 kg 中古) 1台 軽トラック(中古) 1台 〈その他〉 ・りんごは、県育成品種及び「ふじ」を中心とするわい化密植栽培 ・ブルーベリーは、ハイブッシュ種主体の観光もぎ取り園 ・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の適正使用と削減を図る	・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客データの管理 ・ジャム加工による付加価値化	・家族労働力 2人 (基幹労働力1人、補助労働力1人) ・雇用労働力 (ブルーベリー収穫時パート雇用) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・生産履歴の記帳 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の様態等
施設 花き	〈作付面積等〉 シクラメン 10a 鉢カーネーション 10a 〈経営面積〉 20a	〈資本装備〉 農作業場 66㎡ 鉄骨ハウス 1000㎡ ハウス内カーテン 1000㎡ 貯油タンク、防油堤 1.8k 井戸 栽培ベンチ(固定) 1000㎡ 暖房機 10万 cal 1台 液肥混入機 1台 動力噴霧器(30L/分・中古) 1台 ホイルローター(0.2㎡・中古) 1台 フォークリフト(1.5t・中古) 1台 軽トラック(中古) 1台 〈その他〉 ・セル育苗の導入 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・ギフト用として共同出荷による契約販売 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客データの管理、経営管理	・家族労働力 2人 (基幹労働力1人、補助労働力1人) ・雇用労働力 (鉢上げ・出荷作業時のパート雇用) ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・給料制の導入 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

なお、米麦や畜産等における上記以外の営農類型については、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の5割程度を基準とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

先人たちが築き上げてきた農業生産基盤を土台に様々な農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、昭和村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等

を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業会議、県農地中間管理機構、昭和村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、農業協同組合と連携して、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、昭和村の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、昭和村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
85%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

昭和村の高原部においては、畑作を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、昭和村の片品川・利根川沿いの低地部においては、稲作地と畑作地がある。一筆あたりの農地が高原部と比較して狭く、住宅地と農地が混在している地域も多く認定農業者等への農地の利用集積が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的には以下の施策・事業の実施を図っていく。

① 農業生産法人形態への推進事業

② 「赤城高原・野菜王国ブランド」創造事業

(3) 関係機関及び関係団体との連携

村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

昭和村は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、昭和村農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

昭和村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業

② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

昭和村においては、ほ場整備事業を積極的に推進し、現在実施されている赤城西麓土地改良事業により一部隔離農地を残し、整備が完了することから、ほ場区画の大型化による生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、土地の集団的利用を促進し、大型機械化作業の効率的な活用による労働力の削減を基本とした連担的な利用権設定へと結びつけ、担い手が効率的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

昭和村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の

区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

村は、地域計画の策定に当たって、群馬県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

昭和村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を昭和村に提出して、農用地利用規程について昭和村の認定を受けることができる。
- ② 昭和村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 昭和村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を昭和村の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 昭和村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- （７）農用地利用改善団体の勧奨等
- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- （８）農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 昭和村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 昭和村は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、利根沼田農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、昭和村地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- （１）農作業の受委託の促進
- 昭和村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。
- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

- (3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成12年 3月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成19年 1月10日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年 6月 3日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成24年 2月 1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年 9月25日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成29年 2月20日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 3年12月 8日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 5年 月 日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。